

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2024年度)

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素1 子ども問題への参画の仕組みのチェック		構成要素1では、子どもの権利に関する恒久的な行政部局の調整・推進の仕組みについてチェックする。			
1	子どもの権利条項を行政活動に反映する仕組み	市区町村においては、子どもが自由に意見を表明し、その意見を反映させるための仕組みの有無について問われている。例えば、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)がきちんと位置付けられているか、具体的には、子どもの部門計画の中で、上位計画と整合性を取りながら、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)を実行する事業が含まれているかなどが挙げられる。	6	◎	子どもセンター事業の子ども委員会やまちだ若者大作戦等の子ども関連の主要事業には、子どもの意見を表明し反映させる仕組みがあります。また、市民参加型事業評価では高校生が市の事業を評価する機会があり、行政活動全般で意見を反映させる機会があるため、◎と評価しました。
2	保護者はじめ市民一般に対する啓発活動	市区町村において、保護者や市民一般に対する子どもの意見を尊重する啓発事業の実施の有無が問われている。啓発活動には、例えば、子どもの権利に関するポスター作品・広報紙・パンフレット等・出前講座・フォーラムの開催等の活動などが考えられる。	7	◎	町田市子どもにやさしいまち条例について、図書館や市庁舎での掲示や子ども向けの絵本の作成等、子どもの意見を尊重する啓発事業を実施しているため、◎と評価しました。
3	行政職員の研修	行政職員の研修において、子どもの意見尊重に関する研修が含まれているかが問われている。例えば、市区町村において策定している「職員研修計画」において、子ども行政、教育行政、その他の分野に携わる者や専門職を対象とした研修プログラムに子どもの社会参画に関する内容が盛り込まれているかなどが挙げられる。	3	◎	全職員を対象に子どもにやさしいまち条例に関する職場研修(eラーニング)を実施し、職員一人一人が子どもにやさしいまちの実現に向けて何ができるか考える機会を提供しているため、◎と評価しました。
4	子どもが相談できる仕組み	子どもに関わる行政施策において、子ども自身が学校生活(いじめ、非行、不登校、進路等)や日常生活(虐待、引きこもり、ネットトラブル)について、相談できる仕組みの有無を問われている。仕組みの具体例としては、子ども専用相談ダイヤルやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談などの取組みがある。	9	◎	育児相談や子ども専用の相談ダイヤル、スクールソーシャルワーカーの派遣など、子どもや保護者が相談できる体制を整えているため、◎と評価しました。
5	特定の属性の子どもの意見を反映する仕組み	すべての子ども権利を守るために障がい、虐待、少年司法など特定の属性の子どもの意見を反映できる仕組みが必要である。これら支援が必要な子どもやその家族の早期発見、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力が求められる。具体的な意見反映の取組みとしては、子ども発達支援センターや子ども家庭支援センター等が支援の必要な子どもやその保護者を支援する活動を通じて子どもたちの意見の聴取や参画などが考えられる。	7	◎	ひとり親相談事業や経済困難世帯の就労支援、特別な支援が必要な子どもの就学・進学相談、子どもの発達に関する相談事業など特定の属性の子どもやその保護者と接する行政窓口を設けています。また、障害児相談支援事業や医療的ケア児コーディネーターの配置により、支援が必要な子どもとその保護者を支援する体制が整っています。これらの取り組みから、◎と評価しました。
6	乳幼児の視点を考慮する体制	行政活動を実施する際に、乳幼児の視点を考慮した体制づくりが行われているかが問われている。実際には、行政の体制として、その保護者が子どもにやさしいまちづくりに参画できたり、安心して行政サービスを受けられる子育て支援体制を整えているかが求められている。例えば、妊娠中や3歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、育児に対する不安全感等を解消するため、身近な保育所(園)を「かかりつけの保育園」として利用する「マイ保育園事業」などが挙げられる。	12	○	乳幼児の保護者を対象とした多くの事業を実施し、まちだ子育てサイト、メール・LINE配信、X「子ども・子育て情報」は、子育て中の保護者が見ることを想定して子育て支援やイベント情報を配信し、保護者の視点を考慮した子育て支援体制を構築しているため、○と評価しました。
7	関連行政手続きに子どもの意見を聴く仕組み	子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが意見を聞いてもらう権利が認められているかが問われている。例えば、公共施設の運用ルール決め等に子どもが参画する機会が確保されていることなどが挙げられる。加えて、子どもの参画機会の確保だけでなく、実際に子どもの意見が当該取り決めに反映されていることも求められていると考える。	1	◎	子どもセンター事業では施設のルールづくりやイベントの企画の際に子どもの意見を聴取しています。また、町田創造プロジェクトなどでは、分野を問わず若者の意見を聴取しています。これらの取組みから、◎と評価しました。

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素2 条例・規則等制定のチェック		構成要素2では、市区町村における条例等規則等ルールの策定状況をチェックする。			
1	国レベルの法律の地方自治体の対応	国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策に関する計画等、子どもに関する計画を策定しているかなどが問われている。	1	◎	町田市子どもマスターplanにおいて、国の子どもに関する法定計画である子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画、子ども発達支援計画に加え、子育て支援ネットワーク連絡会レポートなどを含めて策定・運用しているため、◎と評価しました。
2	条例等ルールの検証作業	市区町村において制定されている子どもに関する条例等について、検証作業が実施されているかが問われている。例えば、条例を推進している計画の取組みを通して評価を行うことや、学識者からの意見聴取、市民アンケートの実施などが想定される。	1	◎	町田市子ども・子育て会議やアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等、学識者や市民等から意見を聴取して町田市子どもにやさしいまち条例を制定しているため、◎と評価しました。
3	検証作業への第三者や子どもの参画	子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、行政だけでなく、市民の参画が問われている。例えば子どもを対象とした既存のアンケート調査結果を活用するほか、アンケートから把握が難しい対象(児童養護施設、NPO等の学習支援団体)については、運営者へのヒアリングを行うなどの第三者の参画が考えられる。	3	◎	町田市子どもマスターplan策定時及び町田市子どもにやさしいまち条例制定時に、学識者や子ども・子育てを支援する事業者、医師会、市民等が参加する子ども・子育て会議や、市政を考える若者グループ「町田創造プロジェクト(MSP)」から意見を聴取したため、◎と評価しました。
4	子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な反映状況	市区町村において制定されている子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切に盛り込まれているかが問われている。例えば、条例等の構成として、各則の中で、「第〇章 子どもにとって尊重されるべき権利」等として、権利条約の4つの一般原則の内容が条文として記載されているか、それに相当する項目の記載があることなどが挙げられる。	1	◎	町田市子どもにやさしいまち条例に子どもの権利条約の4つの一般原則である「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存および発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」が盛り込まれているため、◎と評価しました。
5	権利侵害に対する救済確保のための手続き	子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等、条文を見直すための仕組みが盛り込まれているかが問われている。例えば、当該市区町村の子どもの権利条例の中に、「相談および救済の申し立て」等が条文として明文化されているなどがある。	1	◎	町田市子どもにやさしいまち条例第14条において、権利の侵害からの救済を規定しているため、◎と評価しました。
構成要素3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画のチェック		構成要素3では、市区町村が子どもに関する構想、基本計画(マスターplan)や推進計画の策定状況及びその内容についてチェックする。			
1	戦略計画策定状況	市区町村において策定している子どもに関する計画が、子どもにやさしいまちづくりの要素を構成しているかが問われている。例えば、子どもの部門計画の中で、子どもの社会参画(子どもの意見にしっかりと耳を傾け、反映をさせる仕組み)や子どもの権利擁護等が盛り込まれており、かつ実効性がある計画となっているかが挙げられる。	3	◎	子どもの参画事業(町田創造プロジェクトや子どもセンターの子ども委員会)や、まこちゃんダイヤルなどの権利擁護施策を盛り込んで、町田市子どもマスターplanを策定しているため、◎と評価しました。
2	戦略計画策定への参画状況	上記計画作成に際して、子ども・若者、NGO、関連団体、子ども・子育て支援の利害関係者が参画して幅広い協議が行われたかが問われている。例えば、計画策定委員会の中に子ども・子育て支援の利害関係者が参画しているか、また子ども当事者の意見が反映されているかが求められている。	2	◎	町田市子どもマスターplan策定時に、学識者や子ども・子育てを支援する事業者、医師会、市民等が参加する子ども・子育て会議や、市政を考える若者グループ「町田創造プロジェクト(MSP)」から意見を聴取したため、◎と評価しました。
3	戦略計画の内容(子どもの権利条約の踏襲)	上記計画には、前提として、子どもの権利条約全体を位置付けているかが問われている。具体的には、①生きる権利(すべての子どもの命が守られること)、②育つ権利(もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること)、③守られる権利(暴力や搾取、有害な労働などから守られること)、④参加する権利(自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)が計画の中に盛り込まれているかが挙げられる。	1	◎	町田市子どもマスターplanでは、子どもの権利条約の4つの子どもの権利(①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利)が理念的に盛り込まれているため、◎と評価しました。

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
4	戦略計画の対象(すべての子どもが対象)	上記計画は、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に注意を払いつつ、市区町村がすべての子どもを対象として施策や事業を実施しているかが問われている。	13	◎	町田市子どもマスターplanをはじめ、町田市教育プランや子ども発達支援計画行動計画(第二期障害児福祉計画)、まちだ健康づくり推進プラン(第5次保健医療計画)等において特別な状況の子どもへの支援も位置付けて施策・事業を実施しているため、◎と評価しました。
5	戦略計画の策定過程(市長、議会による推進)	上記計画が、その策定過程において、市区町村の重要な施策として位置付けされ、全庁的に推進がされているかが問われている。例えば、首長や管理職級が集まる庁議などの場で議論がなされているか、計画の策定、進捗状況は議会に報告しているかなどが挙げられる。	2	◎	町田市子どもマスターplanの策定においては、市の経営方針の決定や行政判断を実施する町田市経営会議で決定している。また、策定にあたり議会に報告しているため、◎と評価しました。
6	戦略計画の位置づけ(基本構想・基本計画への位置付け)	総合計画や基本構想は、子どもの権利保障に関する要素を盛り込んで策定されているかが問われており、下位計画である個別計画は、市区町村の基本構想・総合計画等との整合性が図られているかが問われている。	2	◎	町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」には、なりたいまちの姿として、子どもと共に成長し、幸せを感じられるまちという方向性が示されており、個別計画との整合性が図られているため、◎と評価しました。
7	戦略策定の構成(優先課題と目標達成期限を記載)	上記計画には、地域の実情に応じた、子どもたちの生活に関連する、具体的な重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれているかが問われている。	5	◎	町田市子どもマスターplanやまちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)、町田市教育プラン24-28では、子どもたちの生活に関連する具体的な課題と課題に対する施策、目標等が含まれているため、◎と評価しました。
8	戦略計画の構成(目標設定、見直し等の規定)	上記計画には、達成する適切な目標が設定され、評価の実施及び計画の見直し等のプロセスが記載されているかが問われている。例えば、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクルなどの評価の仕組みが盛り込まれているか等が挙げられる。	1	◎	町田市子どもマスターplanでは、計画の適切な進行管理のため、半期ごとに具体的な施策の進行状況を点検・評価し、対策を実施しているため、◎と評価しました。
9	戦略計画の周知	上記計画の策定過程および戦略は、子どもたちとその家族、およびコミュニティ、子ども・子育て支援に関わるすべての人々に対して周知活動を行っているかが問われている。具体的には、策定過程でのパブリックコメントや審議の傍聴などがある。	3	◎	子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントの受付窓口を複数設けて広く実施しています。また、計画策定後はホームページでの公表や庁舎内や公共施設での閲覧、市広報での周知など、幅広く積極的な周知活動を行っています。これらの取り組みから、◎と評価しました。

構成要素4 推進体制のチェック

構成要素4では、子ども施策推進部署の実施体制の実効性についてチェックする。

1	推進体制(調整機能の有無)	子ども施策に対して、事業の推進部署、調整担当部署、計画策定とフォローアップを行う部署がそれぞれ所管が明らかになっているかが問われている。例えば、市区町村における組織条例や規則等の中で、子どもにやさしいまちづくりを担当する部署が明文化されているか等が挙げられる。なお、推進・調整・策定・フォローアップの複数の部署で担当しても、すべてを一部署で行ってもよいと考えられる。	1	◎	町田市では、子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画等を担当する子ども生活部があるため、◎と評価しました。
2	推進体制(首長直轄)	上記の担当部署は市町村長部局に位置づけがされているかが問われている。首長直轄に位置づけられることにより政策決定のスピードアップが図られるが、教育委員会との連携に留意することが求められる。	1	◎	子ども生活部は市長部局にあり首長直轄の意思決定が可能であるため、◎と評価しました。

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
3	推進体制(子どもたちとの直接の意見交換の場)	上記それぞれの担当部署において、子どもたちとの直接の意見交換の場や子どもたちの意見を取り入れる機会や仕組みが保証されているかが問われている。例えば、市区町村においては、子どもとの意見交換会の場として、子ども議会や、まちづくりワークショップ等の場を設け、子どもたちの意見を市政に取り入れているかなどが挙げられる。	3	◎	若者が市長と語る会を実施し、直接市政に関する意見交換をする場を設けています。府内各課が行う大人向けの意見聴取や検討の機会に子どもたちが参画できるよう連携を進めています。また、高校生が評価人として参画する市民参加型の事業評価を実施しています。さらに町田市子どもマスターplanの策定に向けたアンケート調査を通じて、これらの取組みから、広く子どもの意見を施策に反映できているため、◎と評価しました。
構成要素5 影響評価(子どもの権利に及ぼす実際・潜在的な負の影響の特定と評価)		構成要素5では、市区町村の施策実行に係るマネジメントプロセスの状況をチェックする。			
1	条例等立案時・計画策定時・実施過程の影響を考慮する手続き	子どもの権利に何らかの影響を及ぼす条例等の立案時や計画策定時及びその実施過程において、特定集団の子どもたち(障がい・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子ども)を含む子ども全般に及ぼす影響が考慮されるための手続があるかが問われている。例えば、新たな施策を立案する過程において、ニーズ量調査を行うなど子どもに及ぼす影響(メリット・デメリット)を調査・予測・評価する手続きがあるか等が挙げられる。	1	○	子どもに関する計画の策定時等に、就学前児童、小学生、中学生、高校生、支援が必要な子ども等から、無作為抽出をした対象にアンケート調査を実施した上で、政策立案を行っているため、○と評価しました。
2	評価実施のタイミング(意思決定及ぼす早い段階)	条例、規則の制定、政策、施策等の立案、計画策定等の早い段階で、当該政策などが子どもに及ぼす影響項目を予測し、評価するプロセスがとられているかが問われている。例えば、市区町村においては事業やサービスを実施する前の計画段階で事前評価を設けているか等が挙げられる。	1	○	子どもに関する計画の策定時等に、就学前児童、小学生、中学生、高校生、支援が必要な子ども等を対象にアンケート調査を実施した上で、政策立案を行っているため、○と評価しました。
3	評価の頻度(定期的な評価)	計画の適切な進行管理を進めるために、府内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、施策、事業の実施状況について点検・評価する仕組みの有無が問われている。例えば市区町村においては、事業やサービスの中間評価や事後評価が設けられているか、評価に基づいて対策を実施する体制が整っており、PDCAが適切に回っているか等が挙げられる。	1	◎	町田市子どもマスターplanでは、計画の適切な進行管理を進めるために、府内関係各課を中心に半期毎に子ども施策の進行状況について把握するとともに、子ども・子育て会議において、施策の実施状況について進捗を評価しPDCAサイクルを回しているため、◎と評価しました。
4	評価の対象(すべての子ども)	計画における具体的施策、事業の点検・評価する対象として、ひとり親家庭や貧困家庭、配慮が必要な子ども、外国籍の子どもなどすべての子どもが取り残されずに施策、事業の対象として考慮されているかが問われている。	1	◎	町田市子どもマスターplanでは、基本施策として子どもの発達に支援が必要な家庭への支援やひとり親家庭・貧困家庭への支援を定めており、それに基づく取組みについて進捗管理を行っているため、◎と評価しました。
5	評価の実施体制(子どもの参画)	条例、規則の制定、政策、施策の立案時や計画策定時のプロセス等に、子どもの意見を聴取、反映されているかが問われている。例えば「若者が首長と語る会」や「首長への手紙」、「児童養護施設入所者へのヒアリング」など子どもと意見の交流を行う場を設けているか等が想定される。	1	◎	子どもにやさしいまち条例の策定プロセスにおいて、若者が意見を直接言える「子ども参画ミーティング」や、子どもセンターでのアンケート調査を実施するとともに計画策定過程には町田創造プロジェクト(MSP)のメンバーも参画しており、全ての子どもが参加可能であるため、◎と評価しました。
6	評価の実施体制(外部評価)	市区町村においては、府内内部での子どもに係る政策、施策、事業の行政評価を行うだけでなく、外部の有識者から改善点の有無などを点検する機会を設けているかが問われている。例えば、行政評価の客観性、透明性、信頼性を確保することを目的として外部評価委員会を設けているか等が挙げられる。	1	◎	町田市子どもマスターplan策定時及び町田市子どもにやさしいまち条例制定時に、学識者や子ども・子育てを支援する事業者、医師会、市民等が参加する子ども・子育て会議における意見を聴取しています。また、子ども施策の評価も同会議で実施しています。これらの取組みから、◎と評価しました。

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素6 予算配分のチェック		構成要素6では、市区町村において、子ども施策に関する予算についてわかりやすく伝えているかチェックする。			
1	資源配分の公正性評価ができる	市区町村においては、子どもに関する施策や事業における資源が公正に配分されているかが問われている。具体的には、資源の適正配分に向けて、議会で事業内容や予算配分について、しっかりと議論が尽くされ、議会の承認を得ているか等が挙げられる。	1	○	部ごとの予算書や部別財務諸表等が作成されており、子どもでも見られる形で公開されていることため、○と評価しました。
2	自治体予算の個別支出項目が分析できる	子どもに関する施策を所管する課だけでなく、他の部局も含めて、子どもたちのために使われている予算を明らかにする仕組みの有無が問われている。具体的には、市区町村においては、予算全体における子どもたちのために使われる予算の構成割合が算出できるか、子どもたちのために使われる予算の個別支出項目を積み上げる仕組みが設けられているか等が挙げられる。	1	○	子ども生活部をはじめ、全ての部局が「課別・事業別行政評価シート」を作成しており、子どものために使われている支出項目についても、個別の財務諸表の中で分析が行われ、なかつ公表されているため、○と評価しました。
3	策定プロセスの透明化と使途の説明	市区町村においては、予算編成から議会承認までのプロセスを子どもたちに十分に説明しているかが問われている。例えば、予算がどのように編成され、どのような使い方がされるのか等を、子ども向け広報や学校教育の現場等で説明しているかなどが挙げられる。	1	○	子ども向けに予算策定プロセスの説明は行っていないものの、市ホームページ内のキッズページにおいて、予算の使途説明を行っているため、○と評価しました。
4	子ども向け予算の作成	市区町村においては、子どもに関する事業だけを抽出した子ども向け予算の作成、または全予算に占める子ども向け予算の割合を作成、周知しているかが問われている。	1	○	当初予算については、全ての部局の予算が網羅された予算概要説明書を作成しており、子どものために使われている支出項目についても、町田市5ヶ年計画22-26における主な取組(重点事業)や部別予算概要説明書において説明され、さらに公表されています。これらの取り組みから、○と評価しました。
構成要素7 モニタリングのチェック		構成要素7では、市区町村が子ども施策に対する現状を把握し、次の計画に反映しているかをチェックする。			
1	統計情報の収集	市区町村においては、子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関する社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等を網羅的かつ継続的に把握していることが求められていると考える。	2	○	町田市子どもマスターplanの策定時には、子どもに関する統計情報や社会資源の情報を収集・整理し、就学前児童やその保護者、中高生を対象としたアンケート調査も実施しているため、○と評価しました。
2	「自治体子ども報告書」の有無	市区町村においては、子どもにやさしまちづくりの進捗度を把握する報告書の存在が問われている。例えば、子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されているか等が挙げられる。	1	○	町田市子どもマスターplanの策定に合わせてアンケート調査を実施し、子どもの生活や権利に関する実態・意識をまとめた調査報告書を作成したため、○と評価しました。
3	「自治体子ども報告書」の活用状況	上記子ども報告書において、子どもの実態把握だけでなく、客観的な統計データ等が記載され、政策立案する上での根拠がしっかりとまとめられたうえで、子どもに関する施策が盛り込まれているかが求められている。 ※下記の項目は、子ども報告書のとりまとめや活用における留意事項である。 ・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されている ・特定の配慮や支援を要する子どもでも理解ができる内容である (ユニバーサルデザインへの配慮) ・有識者や子どもに関わる団体等の意見が踏まえられている ・定期的な外部評価/見直しがされている ・政策立案の参考にするために効果的に活用されている ・一般に広くHP等で公開・普及されている	1	○	アンケート調査報告書を活用し、町田市子どもマスターplanを策定しているため、○と評価しました。

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素8 子どもの人権の広報活動のチェック		構成要素8では、市区町村の子どもの人権に関する認識の定着に向けた戦略的な取組みについてチェックする。			
1	知識と尊重を確保するための戦略策定	市区町村においては、総合計画や人権施策基本指針等の個別計画において、子どもの権利を推進する施策が位置づけられており、かつ市民への啓発活動がなされているかが問われている。例えば、子どものいじめ防止等の施策が、子どもだけでなく、広く市民にも普及されているか等が挙げられる。	3	◎	町田市の5ヵ年計画では、子どもの参画を推進する施策が位置づけられています。その他、保健所情報紙「みんなの健康だより」の記事や、ゲートキーパー手帳を配布、SNSを利用した相談事業により身近に悩みを抱えている人への対応方法を周知しており、いじめ防止等の施策が広く市民に普及しているため、◎と評価しました。
2	管理職を含む主要な職員の研修と他部署の理解	市区町村の首長や部長級、課長級等の管理職が子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているかが問われている。また、子どもに関する部局だけでなく、全局的に子どもにやさしいまちづくりに関する研修機会を設けているか、が求められていると考えられる。	2	◎	2019年度に、ユニセフの子どもにやさしいまちづくりに関する研修を主に管理職を対象に実施しました。また、全職員を対象に町田市子どもにやさしいまち条例に関する職場研修(eラーニング)を行い、職員一人一人が子どもにやさしいまちの実現に向けて考える機会を設けているため、◎と評価しました。
3	学校のカリキュラム	市区町村においては、学校の指導カリキュラムの中に入権および子どもの権利条約について学ぶ機会が組み込まれているかが問われている。例えば、各学校で作成する教育課程の中に、命が守られること、子どもの持っているあらゆる力を伸ばして成長できること、暴力や搾取から守られること、自由に自分の意見を表しその意見が考慮されること等が盛り込まれているかが挙げられる。	2	○	学校のカリキュラムの中で「人権教育の推進」を教育活動全体を通して取り組んでおり、全ての教職員が人権尊重の理念や人権課題について十分に理解し、児童・生徒へ適切な指導を行っているため、○と評価しました。
4	初任時・現職者研修	公立の小中高の教職員や保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした人権教育・研修の有無が問われている。市区町村においては、人権感覚をもち、指導力や多様な課題に的確に対応できるようになるための研修が継続的に行われているかが求められていると考える。	2	○	市内公立小中学校では校内研修等を通して全ての教職員に人権感覚を高める取組みを実施しています。また、子どもセンターの児童厚生員を対象に子どもの人権に関する研修を実施しています。これらの取組みから、○と評価しました。
5	認知度の定期的評価	市区町村においては、子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握しているかが問われている。	1	◎	町田市子どもマスターplan策定のためのアンケート調査を実施し、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握しているため、◎と評価しました。
構成要素9 独立支援組織設置のチェック		構成要素9では、市区町村が、子どもの権利を実現する子どもの活動団体の設置を支援しているかをチェックする。			
1	パートナーシップの発展	子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等(保育・託児所支援、障がい児支援、教育支援)等や当該市区町村の企業との連携体制を構築、発展させてきたがが問われている。子どもにやさしいまちづくりに向けて、行政だけでなく地域全体で連携をしているかが求められている。具体的にはパートナーシップを構築してきたNPOや企業をリストアップできるか、企業との包括連携協定を締結しているかなどが挙げられる。	11	◎	コミュニティ・スクールの推進や放課後子ども教室まちとも、ファミリーサポートセンター事業などの教育・保育事業等について、企業や地域団体に行政サービスの担い手や連携相手として活動もらっています。また、子どもクラブの運営についてもNPO法人に委託しており、NPOや企業とのパートナーシップを構築しているため、◎と評価しました。
2	NPO、企業等との関係	市区町村は、企業や法人、NPO等に対して対等であることを前提とした協働関係の形成が求められており、企業等が活動しやすい環境の整備や、補助事業の実施、子どもに関する計画の策定委員会等への参画などが挙げられる。	3	◎	学童保育施設長会や園長会などの会議を定期的に開催し、行政への意見を集約する場や機会を設けています。また、NPOなどを対象にした補助事業の実施や事業に関する協議の場も設けているため、◎と評価しました。

No.	構成要素	チェックリスト項目の解説	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
3	子ども・若者主導のNPO等が奨励支援	ユニセフでは、子どもを18歳未満、若者を25歳未満と定義しており、「子ども・若者主導のNPO」とは、子ども・若者の意見が尊重された団体のことを指すと考える。具体的には、市区町村において、「子どもの意思決定を否定しない」、「子どもたちで決めた意見を活動に反映させている」NPO等に対して、場の提供や金銭的な支援をしているかが問われている。	2	◎	「さがまち学生Club」や「子どもセンター事業」における子ども委員会等、子ども・若者の行政活動への参画、場や機会の提供を支援しているため、◎と評価しました。
4	自律的な人権機関の設置	市区町村においては、子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置、設置の働きかけを行ってきたかが問われている。	—	×	子どもオンブズパーソンなどの子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置は行っていないため、×と評価しました。
構成要素10 屋内や屋外で子どもが自ら自由に選び、過ごせる居場所づくりの推進		構成要素10では、自治体が子どもの居場所(遊び場)の選択肢を用意しているかをチェックする。			
1	福祉のまちづくり	自治体の所管区域で行われるあらゆるまちづくりや開発行為に対して、子どもを含むすべての人を対象とした、福祉のまちづくりの観点から、庁内横断的な基準を設け、市が働きかけを行っているかが問われている。	7	○	「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき個別の建築物等に対して庁内で横断的に行政指導を実施しているため、○と評価しました。
2	公共施設整備・まちづくりへの子どもの参画・意見表明	公共施設の整備やまちづくりにおいて、子どもの参画や意見表明を行う仕組みが存在するか、また、その意見が実際に行政の決定に反映されているかが問われている。	3	◎	子どもクラブの建設や新たな学校づくりの際には、子どもからの意見募集を実施して意見を取り入れています。学校統合を進めている地区では、校歌・校章の作成や新たな学校に引き継ぎたいものについても子どもの声を聞きながら進めています。また、実際に整備が開始されている子どもクラブについては、その意見が整備に反映されているため、◎と評価しました。
3	子どもの居場所の整備	市内のあらゆる地域で、子どもが選んで過ごせる居場所として、自由遊びを目的とした児童館の様な施設を整備しているかが問われている。	5	◎	市内全小学校区において放課後子ども教室「まちとも」と「学童保育クラブ」が連携した運営を行い、子どもの居場所の充実に取り組んでいるため、◎と評価しました。
4	子どもの居場所における配慮	児童館等の居場所は、貧困や障がい、外国籍など特別な事情を抱える子ども達が利用するにあたり、対応する職員を加配するといった特段の配慮を行っているかどうかが問われている。	4	○	特別な事情を抱える子どももサービスを利用することは可能であるため、○と評価しました。
5	子どもの居場所の網羅性	子どもの自由な遊び場が市内に網羅的に整備されているかどうか、例えば街区公園等の子どもが自由に遊べる場所が市内全域に計画的に整備されているかどうか等が問われている。	2	◎	町田市都市づくりのマスタープラン等に基づき、計画的に都市公園やスポーツ施設の整備をしているため、◎と評価しました。
6	利用制限が緩和された居場所(遊び場)	近隣住民への配慮から公園の多くは子どもの遊び方が制限されているが、火を使うなどの一定のリスクを含んだ利用の制限が緩和され、自然体験をはじめとする野外活動ができる遊び場を場(冒険遊び場やプレーパーク)を、市内に整備しているかが問われている。	4	◎	「冒険遊び場」や「子ども創造キャンパスひなた村」、「大地沢青少年センター」等を自然体験や、遊びや成長・発達の拠点、子どもの自発的な活動への支援を行う場として設けているため、◎と評価しました。
合計			◎ 40	○ 11	×
			× 1		